**疑義解釈**

**[ぼうこう又は直腸機能障害]**

|  |  |
| --- | --- |
| 問 | 答 |
| １．尿路変向(更)のストマについて、ア．じん瘻やぼうこう瘻によるストマも対象となると考えてよいか。イ．また、一方のじん臓のみの障害で尿路変向(更)している場合や、ぼうこうを摘出していない場合であっても認定できるか。 | ア．診断書にも例示しているとおり、じん瘻、じん盂瘻、尿管瘻、ぼうこう瘻、回腸(結腸)導管などを、認定の対象として想定している。イ．いずれの場合においても、永久的にストマ造設したものであれば、認定の対象として想定している。 |
| ２．ストマの「永久的な造設」とは、どのくらいの期間を想定しているのか。また、永久的に造設されたものであれば、ストマとしての機能は問わないと考えてよいか。 | 　半永久的なもので、回復する見込がほとんど無いものを想定している。　また、認定の対象となるストマは、排尿、排便のための機能を維持しているものであり、その機能を失ったものは対象としないことが適当である。 |
| ３．長期のストマ用装具の装着が困難となるようなストマの変形としては、具体的にどのようなものが例示できるのか。 | 　ストマの陥没、狭窄、不整形の瘢痕、ヘルニアなどを想定している。 |
| ４．「治癒困難な腸瘻」において、「ストマ造設以外の瘻孔(腸瘻)」には、ちつ瘻も含まれると考えてよいか。 | 　腸内容の大部分の洩れがあるなど、認定基準に合致する場合は、認定の対象とすることが適当である。　 |
| ５．「高度の排尿又は排便機能障害」の対象となるものについて、ア．認定基準によると、事故などによる脊髄損傷は、「高度の排尿又は排便機能障害」の対象とはなっていないが、厳密には先天性疾患とは言えない脳性麻痺についても、対象とはならないものと考えてよいか。イ．「直腸の手術」には、子宮摘出などの腹腔内手術全般が含まれると考えてよいか。 | ア．脊髄損傷や脳性麻痺などは、この障害の認定対象としては想定していない。イ．「直腸の手術」とは、主としてストマ造設等に伴って、神経叢に影響を与えるような直腸の手術を想定しており、腹腔内の手術全般によるものまでは想定していない。 |
| ６．「高度の排尿機能障害」において、診断書では「排尿機能障害の状態・対応」欄に「完全尿失禁」の選択肢があるが、認定基準上では完全尿失禁に関する記述がないのは、認定の対象とはならないか、あるいは異なる取扱いをすることを意味するのか。 | 　完全尿失禁とは、「カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態」にあるものが、何らかの理由でこれらの対応が取れない場合に結果として生じる状態であり、障害の状態像としては認定基準の規定に含まれるものである。　また、診断書に選択肢として挙げられているのは、認定要領の規定(1-(2)-ｱ)における「カテーテル留置や自己導尿の常時施行の有無等の状態・対応」の「等」を例示したものである。 |
| ７．直腸癌の切除のため、直腸低位前方切除術を行った症例で、腸管は吻合されたためストマの造設は伴わなかったが、癌が神経叢にも転移しており、術後に「高度の排尿機能障害」が生じた。この場合、「高度の排尿機能障害」のみをもって４級と認定できるのか。 | 　６か月間の経過観察の後、認定基準に合致する高度の排尿機能障害の永続性が確認された場合には、４級として認定可能である。 |
| ８．小腸肛門吻合術については、６か月を経過した後に認定基準の規定を満たすものであれば認定の対象となるが、「小腸肛門管吻合術」に対しても同様に取り扱ってよいか。 | 　一般的に、小腸肛門吻合術では肛門括約筋が機能しなくなるため、括約筋の機能が残存する小腸肛門管吻合術とは、術後の状態に相当の機能レベルの差が生じることから、両者を同等に取り扱うことは適当ではない。 |
| ９．認定基準１級の規程文中においてのみ、「・・・次のいずれかに該当し、かつ、自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの」というように、日常生活活動の制限の程度の規定が併記されているが、他の３、４級の規定文中にはこうした記載がないのは、３、４級においては基準上の各項目に合致するものであれば、日常生活活動の制限の程度は問わないものと理解してよいか。　　また、診断書様式中には、こうした制限の程度に関する記載欄がないが、記載が必要な場合はどこに記載するのか。 | 　認定基準及び認定要領は、障害程度等級表の規定に基づき、具体的に項目設定したものであることから、いずれの等級においても、このような日常生活活動の制限の程度を参照しながら判定することは、前提条件と考えられる。　なお、診断書の様式中には特に記入欄は設けていないが、特記の必要に応じて、総括表の総合所見欄に記載することが適当である。　 |